

動物愛護について

ペットを飼われる方へ

一時的な感情でなく、動物の習性に応じた飼養環境が整っているか確認し、飼い主としての責任を持てるか十分に考えてから動物を飼うようにしましょう。

許可を受けていますか？届出していますか？

特定動物の飼養には許可が必要です。

犬は狂犬病予防法による登録が必要です。

犬と猫をあわせて10頭以上飼育する場合は大阪府へ届出が必要です。

飼養してはならない野生鳥獣を飼養していませんか？

飼養する動物について関係する法律や条例を確認しましょう。

犬と猫のマイクロチップ登録制度

令和4年6月1日から販売される犬と猫にはマイクロチップの装着が義務化されました。購入した犬や猫の所有者情報をご自身のものへ変更する必要があります。(民間団体が実施しているマイクロチップとは異なる制度です。)

この制度の目的の一部に犬や猫の逸走時の返還率の向上と効率化がありますので、引っ越しや譲渡などで変更があった場合は忘れずに変更登録を行いましょう。

マイクロチップが装着されていない犬や猫は、動物病院などで装着することができますので、装着し所有者情報を登録しておきましょう。

逃がさない

周辺に迷惑になるだけでなく、迷子になったり事故に巻き込まれてしまうことがあります。ケージの開閉時には窓や扉が開いていないか確認しましょう。

捨てない

ペットを捨てることは犯罪です。人によって野生から切り離されたペットに帰る自然はありません。野外に放つことは自然環境の破壊につながります。また、愛護動物を遺棄したものは1年以下の懲役または100万円以下の罰金が科せられます。

増やさないために不妊処置を施し、途中で飼えなくなることがないように飼養環境を整えておきましょう。

最期まで

ペットが寿命を全うするまで飼い主には責任があります。

ご自身の生活環境の変化や病気で飼えなくなってしまうこともあります。一時的にペットの世話ができなくなった時に備え、代わりに世話をしてくれる方を探しておきましょう。

やむを得ず飼えなくなった時は、代わりに飼ってもらえる方を探しましょう。

災害時には

災害はいつ起こるかわかりません。災害に備え、ペット同伴可能な避難所を確認し、ケージ、食事、排泄物対策等を準備しておきましょう。

周囲に配慮を

鳴き声等で近所に迷惑がかからないようにしましょう。

猫を外飼いをすると近隣宅でふん尿をするかもしれません。トイレのしつけをし、なるべく室内飼いをしましょう。また、猫が外に遊びに行くとノラ猫と繁殖してしまう可能性がありますので、不妊去勢手術をするようにしましょう。

飼い主の責任

ペットのふん尿の後始末は飼い主の責任です。ペットが外出先で他人の土地や公共の場所にふん尿をした場合は、必ず掃除をして持ち帰るようにしましょう。



市民のみなさまへ

動物の虐待や殺傷は犯罪です

愛護動物をみだりに殺したり傷つけたものは、5年以下の懲役または500万円以下の罰金が科せられます。虐待行為をみかけた場合は、おおさかアニマルポリス「#7122」平日10時～16時半に通報をお願いします。

野鳥やノラ猫等の対策について

被害に遭うからといって、捕まえて他の場所へ移動させたり殺傷するのは犯罪行為です。近隣住宅に配慮した、鳥よけや猫よけグッズ、忌避剤等で寄り付かないように対策をとりましょう。

野鳥やノラ猫へのエサやり行為について

エサやりを行う場合は、周囲の理解や所有者の了解を得たうえで、その場で見守り、必ず食べ残しを片付けて周辺の掃除をしましょう。置きエサ行為は、アライグマやカラスが寄ってきて、近隣に迷惑になるのでやめましょう。

繁殖力のあるノラ猫へのえさやり行為は、ノラ猫の繁殖につながり周囲に迷惑です。エサをあげるなら不妊去勢手術を施すようにしましょう。

一時的な感情ではなく、周辺の方に配慮した行動をとるようにしましょう。



エサの食べ残しやフン尿の掃除をしましょう。

TNR（地域猫活動）

猫は繁殖力が高く、年に何回も子猫を産みます。ノラ猫が増えるとふん尿被害やゴミあさり被害が増え、地域の住環境に影響を及ぼしてしまいます。これ以上ノラ猫が増えないように、不妊去勢手術を施し、元の場所に戻す活動をTNR（地域猫活動）といいます。不妊去勢手術済みの猫は、目印として耳先をカットしています。TNR活動は、愛護動物である猫を殺傷したり遺棄せず、ノラ猫を減らしていく活動でもあります。マナーを守って、地域で見守っていきましょう。



マナーを守って

- ・猫が嫌いな人もいます。周囲への配慮を忘れないようにしましょう。
- ・置きエサはやめ、食べた後はきちんと掃除をしましょう。
- ・不妊去勢手術がまだの猫にエサをあげるなら、手術の計画をたてましょう。
- ・猫が馴れてきたら飼い猫として飼うことを検討しましょう。



問い合わせ先
貝塚市役所 環境衛生課
電話：072-433-7186